

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十二号

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の特例) 第五条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例) 第五条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。